（前のページより続き）

〔公　告〕

諸事項

官庁
土地家屋調査士懲戒処分、金融商品取引業者に対する行政処分関係　三
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　二九
特殊法人等
職員の免職処分、企業年金基金変更関係　三一
会社その他
会社決算公告

省　令

○厚生労働省令第百十八号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十八号）の施行に伴い、並びに厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十八条第三項及び厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）第百四十九条第二項の規定に基づき、厚生労働省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六百三十四条中「三部」を「四部」に、「自立訓練部」を「第一自立訓練部　第二自立訓練部」に改める。

第六百三十五条第二号中「相談」を「治療、相談」に、「を行う」を「に関する」に改め、「こと（」の下に「第二自立訓練部及び」を加える。

第六百三十六条中「三課」を「四課」に、「総合支援課」を「総合支援課　医務課」に改める。

第六百三十八条中「（総合支援課の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第六百三十九条第二号を削り、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

第六百三十九条の次に次の一条を加える。

（医務課の所掌事務）

第六百三十九条の二　医務課は、障害者のリハビリテーションに関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一　診療及び看護に関すること。

二　調剤及び製剤その他保健衛生に関すること。

第六百四十条の見出し中「自立訓練部」を「第一自立訓練部」に改め、同条中「自立訓練部」を「第一自立訓練部」に、「障害者」を「視覚障害者又は精神に障害のある者」に改める。

第六百四十一条の見出し中「自立訓練部」を「第一自立訓練部」に改め、同条中「自立訓練部」を「第一自立訓練部」に、「機能訓練課」を「視覚機能訓練課」に改める。

第六百四十二条の見出し中「機能訓練課」を「視覚機能訓練課」に改め、同条中「機能訓練課」を「視覚機能訓練課」に改め、「又は身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者であって重度の身体障害を有するもの（以下この款において「重度の身体障害者」という。）」を削る。

第六百四十三条の次に次の三条を加える。

（第二自立訓練部の所掌事務）

第六百四十三条の二　第二自立訓練部は、重度の身体障害者（身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者であって重度の身体障害を有するものをいう。以下この款において同じ。）のリハビリテーションに関し、次に掲げる事務をつかさどる。

一　身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練に関すること。

二　主として夜間における入浴、排せつ又は食事の介護及び生活等の相談に関すること。

（第二自立訓練部に置く課）

第六百四十三条の三　第二自立訓練部に、肢体機能訓練課を置く。

（肢体機能訓練課の所掌事務）

第六百四十三条の四　肢体機能訓練課は、第六百四十三条の二各号に規定する事務をつかさどる。

第六百五十八条の表を次のように改める。

名称	位置
別府重度障害者センター	別府市

第六百六十二条第一号中「、」を「及び」に改める。

第七百七条第十一号、第七百十二条第二号及び第七百四十一条第十五号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改める。

第八百一条中「国立障害者リハビリテーションセンター企画・情報部情報システム課」を削る。

附　則

この省令は、平成二十八年七月一日から施行する。

○厚生労働省令第百十九号

狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第五条第一項の規定に基づき、狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年六月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令

狂犬病予防法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

2　平成二十八年十二月三十一日までの間、平成二十八年熊本地震の発生によるやむを得ない事情により、第十一条第一項又は第二項（これらの規定を同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき当該各項に定める期間内に狂犬病の予防注射を受けさせることができなかった犬の所有者又は管理者については、当該所有者又は管理者が当該事情が消滅した後速やかにその犬について狂犬病の予防注射を受けさせたときは、当該期間内に狂犬病の予防注射を受けさせたものとみなす。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、改正後の附則第二項の規定中第十一条第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に係る部分は、平成二十八年四月十四日から適用する。

○環境省令第十七号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）の施行に伴い、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第二十三条の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令の一部を改正する省令

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第二十三条の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令（平成二十六年環境省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一号中「同条第四項第八号」を「同条第四項第七号」に改める。

附　則

この省令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

平成二十八年六月二十七日

環境大臣　大塚　珠代